

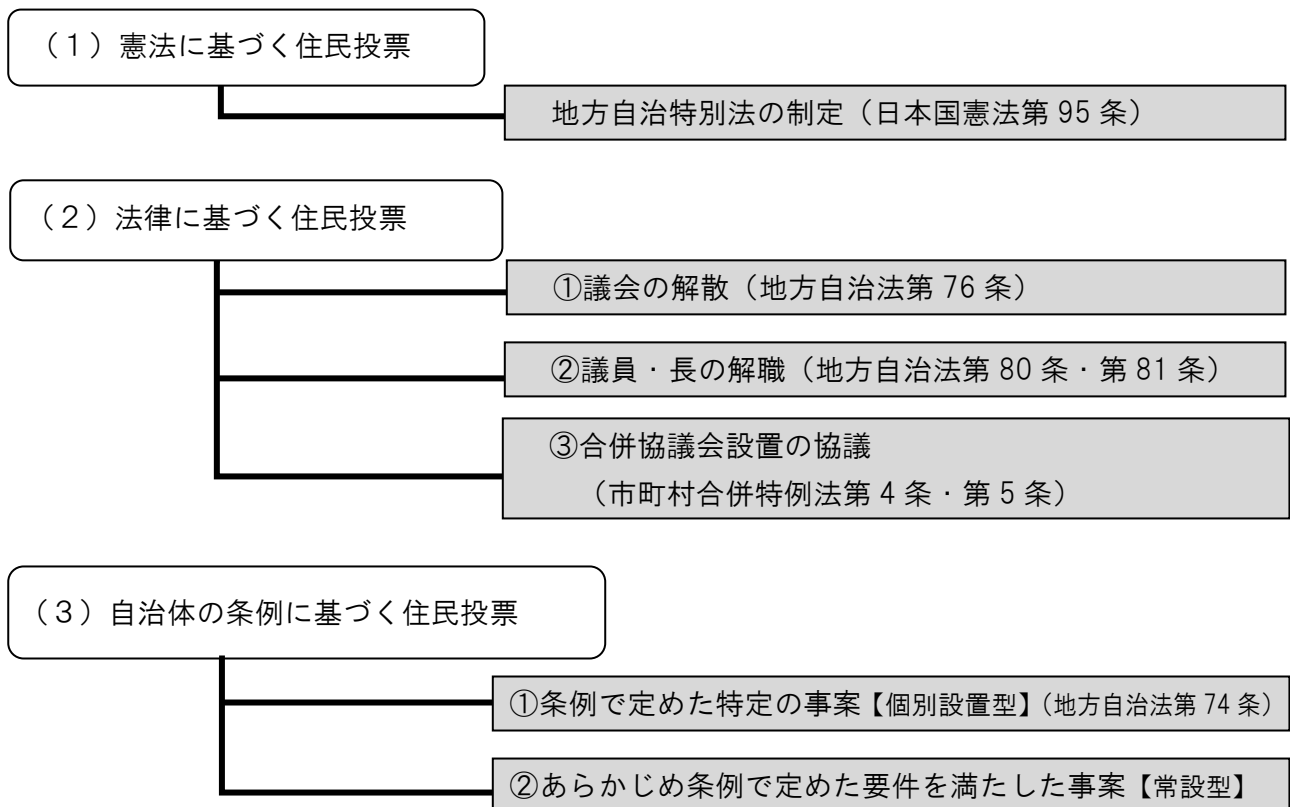
◆住民投票制度とは

市政運営の基本は、選挙で選ばれた市長及び市議会議員による議会制間接民主主義です。

住民投票制度とは、市政運営上の特定の問題について、住民が直接賛否の意思を示す制度で、間接民主制を補完するものといえます。

1 分類

住民投票制度を法的な観点から分類すると、3つに分類できます。



(1) 憲法に基づく住民投票

「地方自治特別法」の制定に係る住民投票で、憲法第95条に規定されています。

日本国憲法

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

国会である特定の地方公共団体にだけ適用する特別な法律案が可決された後、その地方公共団体の住民による住民投票にかけられ、有効投票の過半数の賛成をもって初めて法律として成立する。

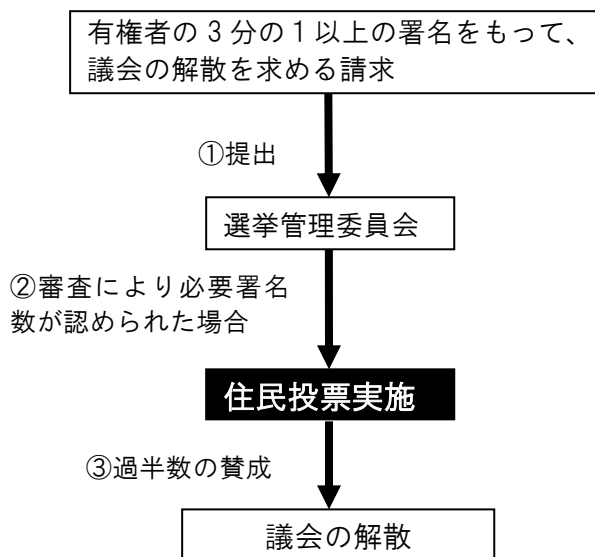
例) 広島平和記念都市建設法 (昭和 24 年) : 広島市

旧軍港都市転換法 (昭和 25 年) : 佐世保市、呉市、舞鶴市、横須賀市 など

(2) 法律に基づく住民投票

① 議会の解散に係る住民投票（地方自治法第76条）

選挙権を有する者の3分の1以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議会の解散を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議会は解散することとなります。

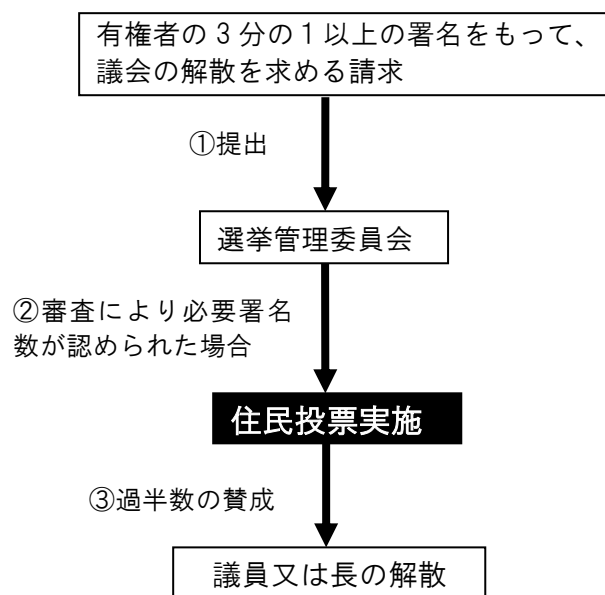


地方自治法
第七十六条

1 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

② 議会の議員又は長の解職に係る住民投票（地方自治法第 80 条・第 81 条）

選挙権を有する者の 3 分の 1 以上の署名を得て、その地方公共団体の選挙管理委員会に対して議員又は長の解職を求める請求があった場合は、住民投票に付し、結果、過半数の同意があれば議員または長は失職することとなります。



地方自治法 第八十条

1 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、議員の解職の請求をすることができる。

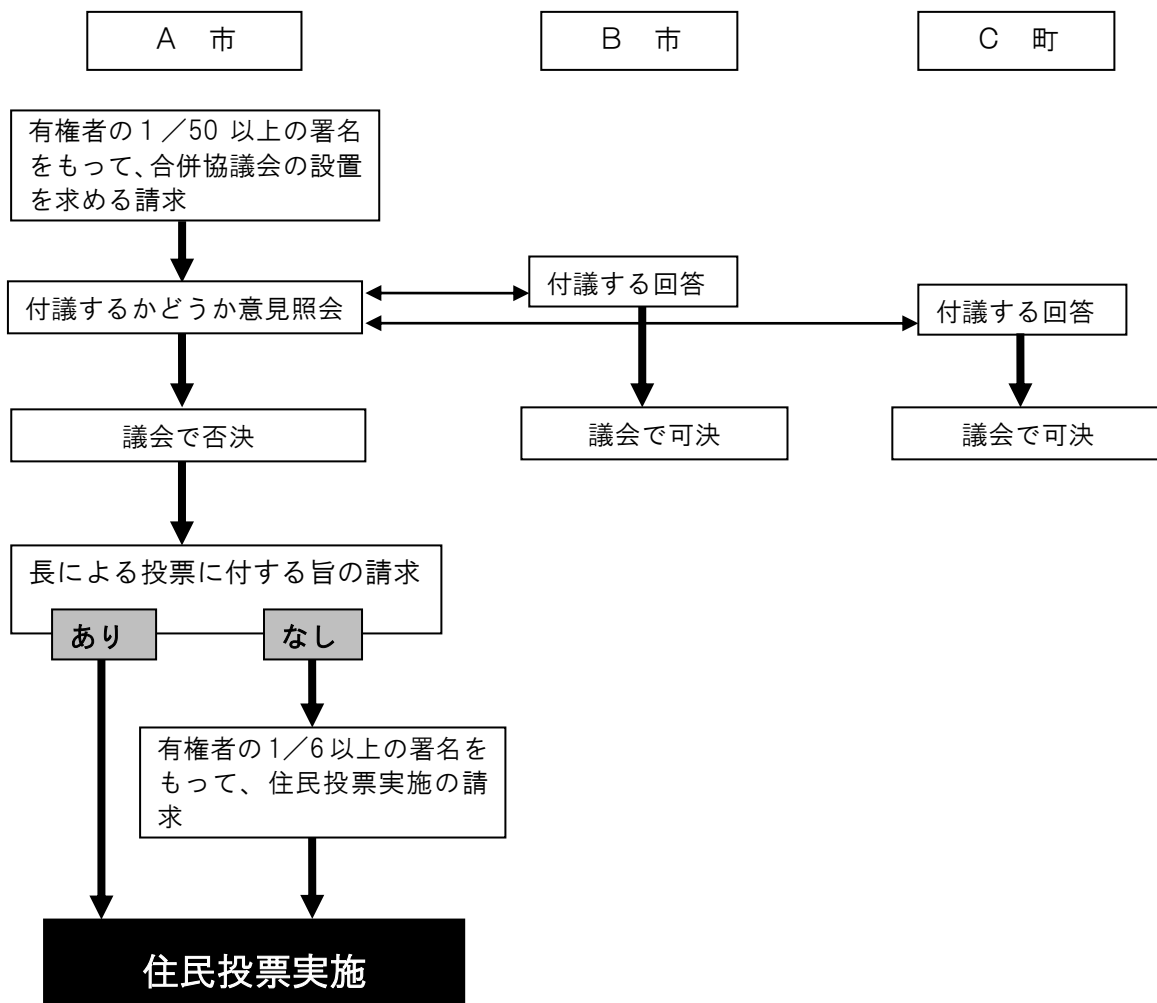
第八十一条

1 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

③ 合併協議会設置の協議に係る住民投票（市町村合併特例法第4条・第5条）

自治体が合併しようとするときは、合併に関してあらゆる事項の協議を行う組織である「合併協議会」を設置しなければなりません。この合併協議会の設置に関して、住民投票を実施しなければならない場合が規定されています。

【第4条：1つの合併関係市町村へ合併協議会設置請求がされた場合】

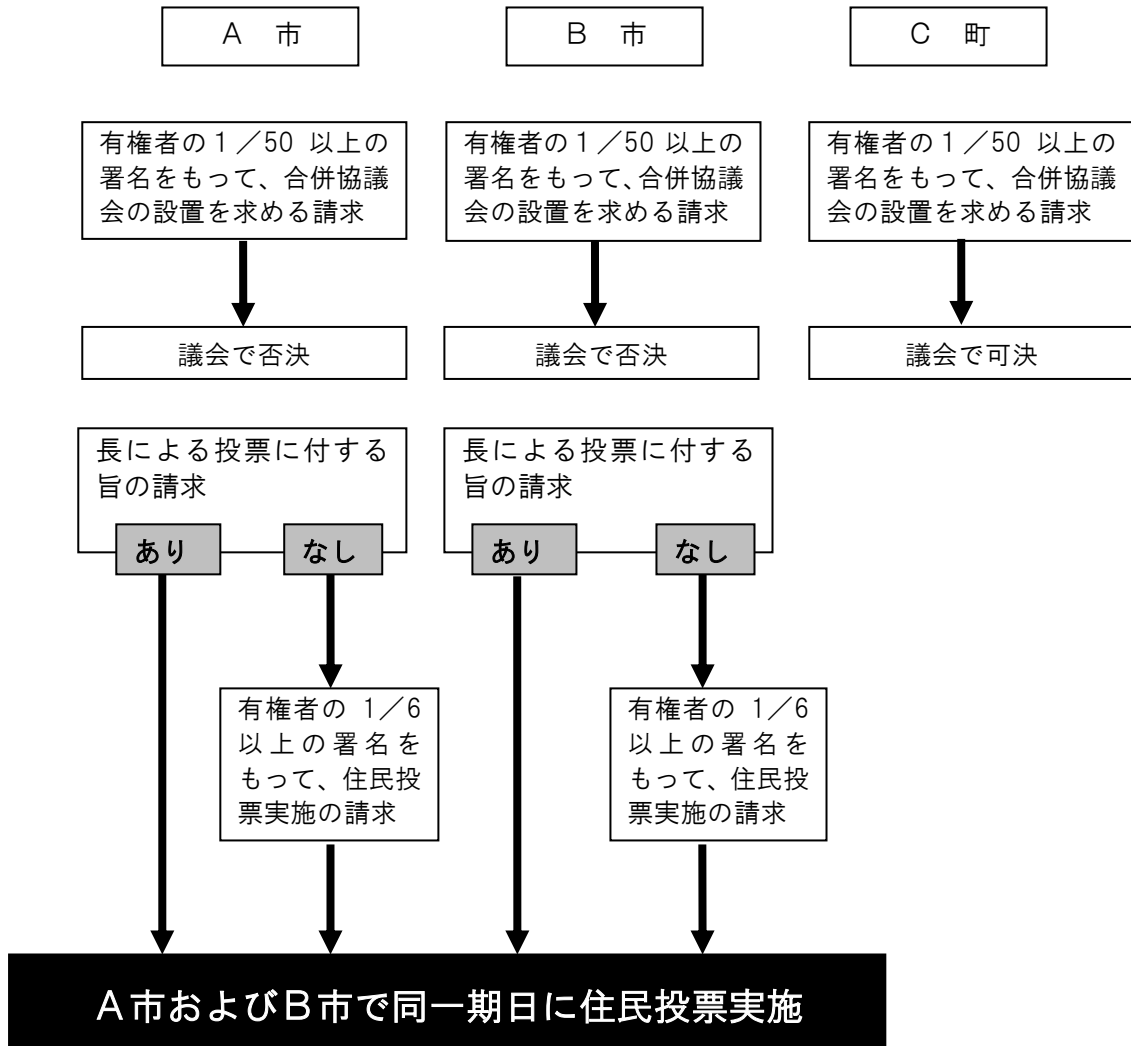


市町村の合併の特例に関する法律

第四条

- 1 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（[公職選挙法](#)（昭和二十五年法律第百号）[第二十三条](#)の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

【第5条：すべての合併関係市町村へ合併協議会設置請求がされた場合】



第五条

- 1 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

(3) 自治体の条例に基づく住民投票

近年、自治体にとって重要な案件について直接住民の意思を問うため、住民投票条例を制定して投票を実施する自治体が増えています。

条例に基づく住民投票には、住民からの直接請求または議員や市長の提案により、その都度、住民投票条例を議会の議決により制定して実施する「個別設置型」と、あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に実施する「常設型」があります。

①「個別設置型」(条例制定の直接請求等により制定される住民投票条例に基づく住民投票)

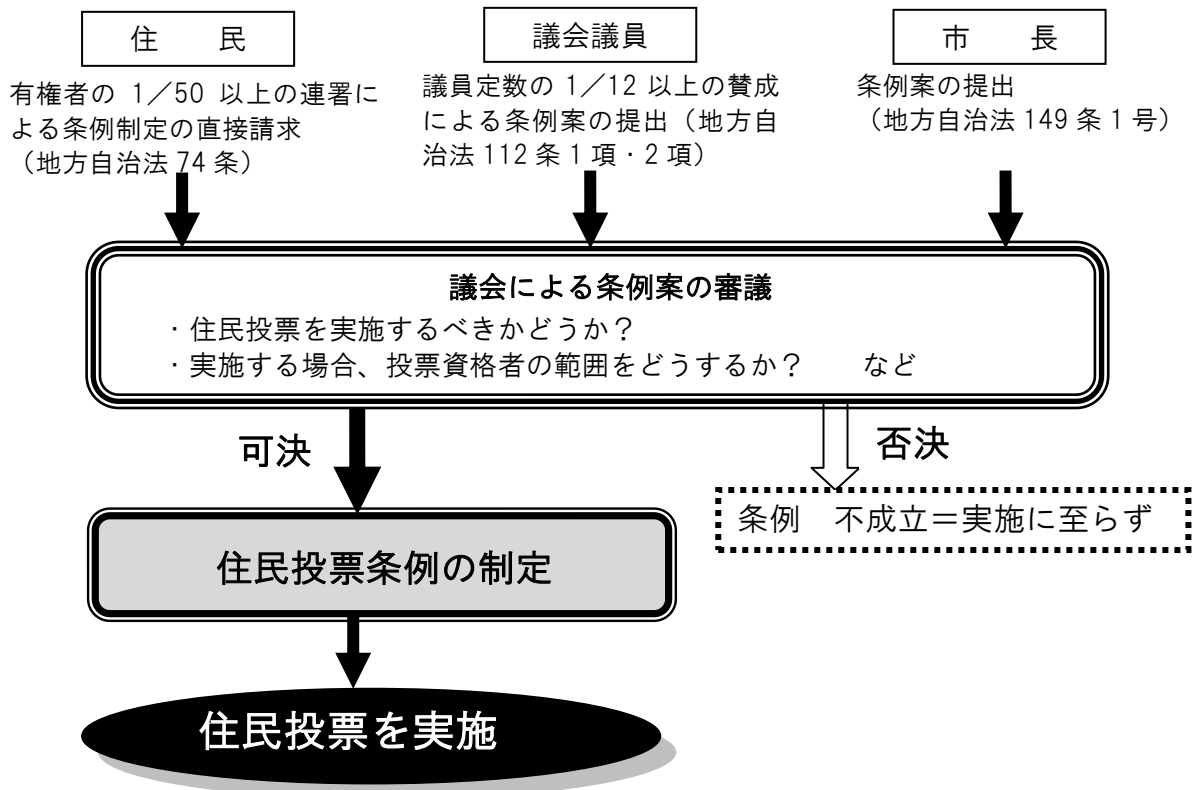
地方自治法第74条の規定に基づき、住民は有権者の1/50以上の署名をもって条例の制定(または改廃)を請求することができます。請求が有効な場合は、長は住民から提出された条例案に意見を付し、議会に付議することとされています。この制度を利用して、住民が「住民投票条例」の制定を請求し、議会が住民投票条例議案を可決したときは、住民投票が実施されます。

地方自治法第74条第1項(抜粋)

第74条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

また、議会議員と長による議案の提出についても地方自治法には規定されており、3者の住民投票実施までの流れは下図のとおりになります。

【個別設置型の場合の住民投票実施までの流れ】

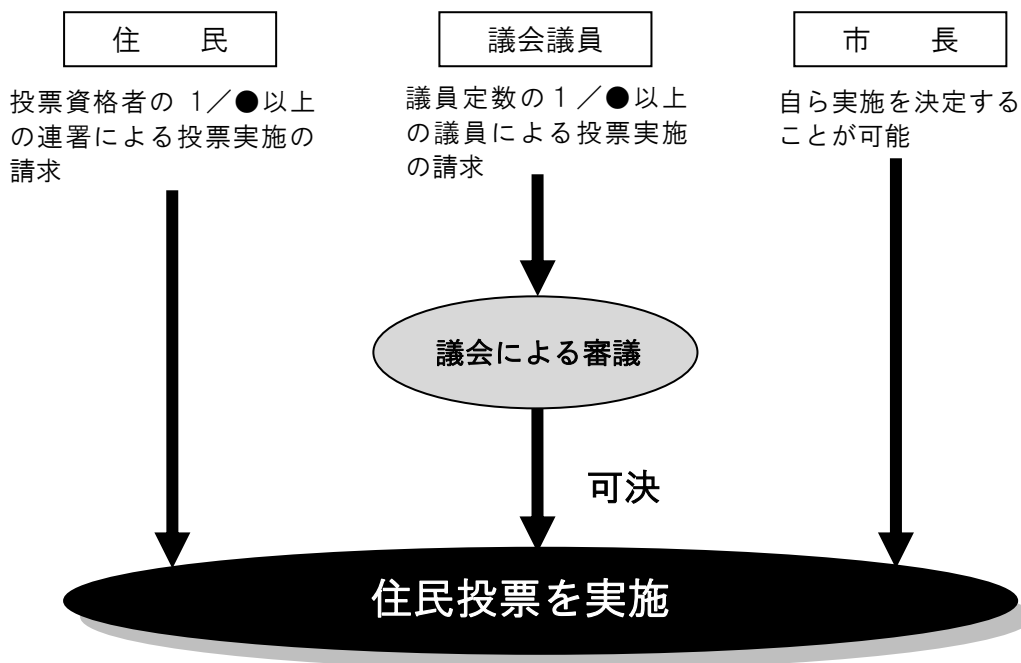


②「常設型」

あらかじめ住民投票に必要な要件を条例で定めておき、要件を満たした場合に住民投票を実施します。

【常設型の場合の住民投票実施までの流れ】

常設型の場合、あらかじめ条例で投票実施に係る要件が定められている。



2 個別設置型か常設型か

条例に基づく住民投票の形態には「個別設置型」と「常設型」の2つがあります。どちらが優れているということではなく、双方にメリット・デメリットがあります。

【個別設置型のメリットとデメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">①投票の対象事案に最も適した制度設計が可能である。②住民投票の対象が明確である。③市民、議会、市長の各主体間における十分な議論を行った上で実施することが可能である。④制度の濫用を抑止することができる。	<ul style="list-style-type: none">①住民にとっては条例制定の直接請求をしても条例が制定されるか不確実である。②条例制定に一定の時間がかかるために即応性を欠く。③ある課題に対して望ましい結果が生じやすいように制度を操作されるおそれがある。

【常設型のメリットとデメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">①あらかじめ定められた要件を満たせば投票の実施の可能性が極めて高い。②迅速な対応が可能である。③どのような課題であっても、同一の制度で行うことが可能なので、制度として安定している。④住民の市政への参加意識が高まることを期待できる。	<ul style="list-style-type: none">①制度の柔軟性にかける。②「市政運営の重要事項」のような抽象的な規定となることが一般的であるため、どのような課題が該当するか（又はしないか）ということは複数の意見があり得るので、実際には住民投票の執行者の裁量に委ねられることになるが、その場合、その裁量に対する争訟の提起（住民投票の対処とならない事項を対象と認め、住民投票を実施したとの理由で住民投票の費用の返還を求める訴訟等）や、市長の責任を追及する運動などが発生する可能性がある。③本来必要とされる住民、議会、市長の各主体間の十分な話し合いによる合意形成の過程を損なう可能性がある。④制度の濫用を招くおそれがある。

参照資料：「住民投票制度の調査・研究」（茅ヶ崎市 平成 23 年 4 月）

3 どのような時に、条例に基づく住民投票を行うのか

多くの自治体で、住民投票の投票対象を「市政に関する重要事項」と規定しています。
米原市自治基本条例でも、第 17 条に「米原市における重要な課題」としてあります。

(重要事項の定義にみられる要素)

- ・自治体が行う事務
- ・主体間の意見の相違があるもの
- ・全体に関わる案件
- ・直接賛否を問う必要のあるもの
- ・住民に直接の利害関係を有するもの

【これまでの実施事例】

総務省自治行政局の調査（平成 22 年 10 月）によれば、昭和 57 年 7 月以降に実施された住民投票は 468 件、そのうち条例に基づく住民投票は 401 件実施されています。

●市町村合併に関するもの

実施年月	自治体名	常設・個別	対 象	提案主体	結 果
H13. 7	埼玉県上尾市	個別設置型	さいたま市との合併の賛否 (市町村合併で初の住民投)	直接請求	反対 58%
H14. 3	滋賀県米原町	個別設置型	市町村合併の是非・合併枠組み (初の永住外国人投票権付与)	町長提案	坂田郡での合併 39%
H14. 9	秋田県岩城市	個別設置型	市町村合併の相手方選択 (初の未成年者投票権付与) *18歳以上	町長提案	本荘市との合併 62%
H16. 8	宮城県三本木町	個別設置型	古川市ほかとの合併の賛否 (町長は住民投票前に結果に関わらず合併遂行方針表明)	議員提案	投票率 48% で開票せず

●国や県の施策に関連するもの

実施年月	自治体名	常設・個別	対 象	提案主体	結 果
H8. 8	新潟県巻町	個別設置型	原子力発電所建設の賛否	議員提案	反対 61%
H9. 6	岐阜県御嵩町	個別設置型	産業廃棄物処理施設設置の賛否	直接請求	反対 80%
H9. 12	沖縄県名護市	個別設置型	在日米軍普天間基地変換に伴う海上ヘリポート建設の賛否	直接請求	反対 52%
H12. 1	徳島県徳島市	個別設置型	吉野川可動堰建設の賛否	議員提案	反対 92%
H13. 5	新潟県刈羽村	個別設置型	原子力発電所のプルサーマル計画導入の賛否	直接請求	反対 53%
H18. 3	山口県岩国市	常設型	在日米軍再編に伴う空母艦載機移転受入の賛否	市長提案	反対 89%

●自治体固有の課題に関するもの

実施年月	自治体名	常設・個別	対 象	提案主体	結 果
H19.12	千葉県四街道市	個別設置型	地域交流センターの建設の賛否	直接請求	反対 76%
H22.11	長野県佐久市	個別設置型	総合文化会館の建設の賛否	市長提案	反対 71%

4 投票結果の拘束力

憲法や法律に基づく住民投票を実施した場合、その投票結果には法的拘束力が生じます。

よって、住民投票が行われた結果、賛成あるいは反対どちらかの結果が明らかになったときは、その後議会や市長が判断をする余地はなく、投票結果どおりの効果が生じるということです。

一方、条例に基づく住民投票は、憲法や法律に基づくものとは異なり、法的拘束力は現在のところ認められておらず、投票の結果を受けて議会や市長による判断を要しますが、多くの住民投票条例で、市民・議会・市長に尊重義務を課しており、米原市自治基本条例第17条でも、市長はその結果を尊重しなければならないとしています。

住民投票の結果は、住民の多数意思の表明であり、単に参考とするのではなく、結果を重く受け止め、十分に検討しながら意思の決定を行う必要があります。